

別表第2（第2条関係） 処理基準（危険物施設関係）

違反項目等		一次措置		二次措置		三次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
1	危険物の無許可貯蔵又は取扱い（法第10条第1項）	危険物の無許可貯蔵又は取扱いに関する違反のうち、次のいずれかに該当するもの 1 製造所等以外の場所で、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもの 2 製造所等において、当該貯蔵又は取扱いの様態を逸脱して、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもの	除去命令又は禁止命令（法第16条の6）				
		製造所等以外の場所で油圧装置、潤滑油循環装置等において、引火点が100℃以上の第4類の危険物のみを指定数量以上貯蔵し、又は取り扱っているもの	警告	警告事項不履行のもの	除去命令（法第16条の6）		
2	製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに関する基準違反（法第10条第3項）	製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏えい、飛散等により災害拡大危険が著しく大きいもの	基準遵守命令（法第11条の5第1項、第2項）	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第1号）		
		製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏えい、飛散等があるもの又はそのおそれがあるもの	警告	警告事項不履行のもの	基準遵守命令（法第11条の5第1項、第2項）	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第1号）
		法第11条第1項の規定による許可若しくは法第11条の4第1項の規定による届出に係る数量を超える危険物又はこれらの許可若しくは届出に係る品名以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもので、当該貯蔵又は取扱いにより製造所等の位置、構造又は設備の変更許可を要するもの	警告	警告事項不履行のもの	基準遵守命令（法第11条の5第1項、第2項）	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第1号）

事 例 / 履 行 期 限 等

- 1 本欄は、製造所等以外の場所で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所のすべてを対象とする。
- 2 製造所等において当該貯蔵、又は取扱いの様態を逸脱して指定数量以上の危険物を貯蔵し又は取り扱っているものの例として、次のような場合がある。
 - (1) 屋内貯蔵所の保有空地に指定数量以上の危険物を貯蔵しているもの
 - (2) 給油取扱所の敷地内に危険物をドラム缶で指定数量以上貯蔵しているもの

【履行期限】

原則として即時

本欄は、実態の危険物を考慮し警告により適切な行政指導を行った後、なお是正されない場合は、速やかに第二次措置に移行する。

【履行期限】

原則として即時

- 1 本欄に該当する事例としては、次のような場合がある。
 - (1) 移動タンク貯蔵所に係るもので次に示すもの
 - ア 特殊引火物、第一石油類及び第二石油類を移送又は取り扱っているもので、漏れ、溢れ、飛散等があるもの
 - イ 令第27条第6項第4号の規定に違反して危険物を取り扱っているもの
 - (2) 放電加工機を使用している一般取扱所において、放電加工油槽内の油量不足により放電の際、油が飛散しているもの、又は火災が発生するおそれ大きい等のもの

【履行期限】

改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

- 1 第三次措置は、基準遵守命令不履行のもので、火災等の災害発生危険が大きいもの
- 2 本欄は、災害発生危険のある基準違反を対象とするものであり、軽微な基準違反については必ずしも対象としない。ただし、軽微な基準違反が繰り返行われているような場合には、本項に該当するものとして取り扱って支障ない。
- 3 本欄の「許可品名以外の貯蔵等」の違反については、当該違反によって適用される技術上の基準が異なる場合を対象とし、単に手続き上の違反については、本項に基づく措置を行わず、当該変更に係る届出をさせることとしてさしつかえない。

【履行期限】

改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

違反項目等		一次措置		二次措置		三次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
3	製造所等の位置、構造又は設備の無許可変更（法第11条第1項）	製造所等の位置、構造又は設備を無許可で変更しているもの	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第1号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第1号）
4	製造所等の完成検査前使用（法第11条第5項）	設置許可又は変更許可に係る完成検査合格前に使用しているもの	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第2号）	使用停止命令不履行のもので、法第10条第4項の基準に適合していないもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第2号）
5	製造所等の位置、構造又は設備に関する基準違反（法第12条第1項）	法第10条第4項の基準に適合しないもので、火災等の災害発生危険が著しく大きいもの	基準適合命令（法第12条第2項）	基準適合命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第3号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第3号）
		法第10条第4項の基準に適合しないもの（上欄の場合を除く。）	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（法第12条第1項第3号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第3号）
6	製造所等の緊急使用停止等（法第12条の3）	製造所等又はその近隣において、火災、爆発等の事故が発生したことにより、当該製造所等の使用が災害発生上極めて危険な状態であると認められるもの	使用停止命令又は使用制限命令（法第12条の3）				

事 例 ／ 履 行 期 限 等

- 1 法第 11 条第 1 項違反に対しては、法的に法第 12 条の 2 第 1 項の使用停止命令又は許可の取消しのいずれかを選択して発動することが可能であるが、運用上、許可の取消しはこれ以外に火災等の災害の発生や拡大を防止する手段がないと認められる場合に行うことを原則とする。

【履行期限】

変更許可手続、改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

- 1 本欄については、違反内容に係る危険性に着目して、法第 10 条第 4 項の基準に適合しないもの又は災害等の発生危険若しくは拡大危険があるものを重点として運用する。
2 仮使用承認を受けているもので、使用停止命令を行う場合は仮使用承認を撤回してから措置する。

【履行期限】

原則として即時

- 1 本欄は、法第 10 条第 4 項の基準に不適合であり、火災等の災害発生危険が著しく大きい場合を対象とする。該当する事例としては、次のような場合がある。
(1) 配管に亀裂を生じ、現に危険物の漏えいが認められるもの
(2) 配管等の腐食が著しく、危険物の漏えいが切迫しているもの
(3) 屋外の貯蔵タンクの架台が著しく腐食し又は変形しており、目前に転倒落下危険が認められるもの
2 過去に第二次措置を行った施設については、使用停止命令と同時に許可の取消しを検討する。

【履行期限】

原則として即時

- 1 本欄は、法第 10 条第 4 項の基準に不適合となったもので、違反内容が災害発生につながるおそれのある場合を対象とする。該当する事例としては、次のような場合がある。
(1) 防油堤に亀裂や破損があり、危険物が漏えいした場合、防油堤の外に流出するおそれがあるもの
(2) 危険物施設の電気設備が損傷し、火花を発生するおそれがあるもの

【履行期限】

改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

- 1 本欄は、製造所等又はその周囲の状況が公共の安全の維持又は災害の発生防止のため緊急の必要がある場合に発動されるものであり、危険な状態となった原因が製造所等にあるか否かを問わない。

【履行期限】

原則として即時

違反項目等		一次措置		二次措置		三次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
7	製造所等における危険物保安監督者の未選任等（法第13条第1項、第3項）	危険物保安監督者を選任していないもの又は危険物保安監督者を選任しているが必要な保安監督業務が行われていないもの	警告	警告事項不履行のもので、当該違反状態が長期間継続するなど内容が悪質なものの	使用停止命令（法第12条の2第2項第3号）		
		危険物取扱者の立会いなしに無資格者による危険物の取扱いが行われているもの	警告				
8	危険物保安監督者の法令違反等	危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者が法律又は法律に基づく命令の規定に違反したことにより免状返納命令を受けたもの	解任命令（法第13条の24）	解任命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第4号）		
		危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者に保安業務を引き続き行わせることが、公共の安全の維持又は災害発生防止上支障があるもの	警告	警告事項不履行のもの	解任命令（法第13条の24）	解任命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第4号）
9	予防規程未作成（法第14条の2）	予防規程を作成していないもの	警告				
		予防規程を定めているが、内容的に火災予防上適当でないもの	警告	警告事項不履行のもの	変更命令（法第14条の2第3項）		

事 例 / 履 行 期 限 等

1 危険物保安監督者の未選任について、資格者がいないため選任できない場合であると、資格者がいながら選任していない場合であることを問わない。

2 保安監督業務不履行とは、危険物保安監督者を選任しているが、職制上の事由等から必要な監督業務が行い得ないもので、所有者、管理者又は占有者にその責を帰するのが相当の場合である。

【履行期限】

危険物施設における各権原ごとの危険物保安監督者の選任、指導状況を踏まえて、期限を設定する。

1 無資格者による危険物の取り扱いの繰り返しなど違反内容が悪質な場合、告発により対処することも考慮する。

【履行期限】

危険物施設における危険物取扱者の選任を踏まえて、期限を設定する。

1 本欄における解任命令不履行の場合の使用停止命令は、災害等の発生危険があるもの又は災害が発生した場合、延焼拡大危険があるものを重点として運用する。

2 危険物保安統括管理者等に保安業務を引き続き行わせることが、公共の安全の維持又は災害発生防止上支障がある場合の例として、次のような場合がある。

- (1) 保安監督業務を同時に履行し得ない2以上の施設で同一人が危険物保安監督者に選任されている場合
- (2) 職制等の事情から保安監督業務を行い得ない場合
- (3) 旅行、疾病その他の事由により、長時間その職務を行うことができない者
- (4) 遵法精神が著しく欠如している場合
- (5) 保安業務の不履行により災害を発生させた場合

また、危険物保安統括管理者が保安統括管理者等業務を行わない事情が、関係者側にあるか、当該危険物保安統括管理者等にあるかを問わず、現実には保安業務を行っていないことにより支障があれば、本件に該当する。

【履行期限】

危険物施設における各権原ごとの危険物保安監督者の選任、指導状況を踏まえて、期限を設定する。

1 予防規程未作成の状態が長期間継続するなど違反内容が悪質な場合、告発により対処することも考慮する。

【履行期限】

危険物施設における予防規程の作成、指導状況を踏まえて、期限を設定する。

1 本欄に該当する事例としては、予防規程の内容が法第14条の2に適合していない場合、認可された予防規程がその後の製造所等の状況に合わせて適切に変更されていない場合がある。

【履行期限】

予防規程の内容、指導状況を踏まえて、期限を設定する。

違反項目等		一次措置		二次措置		三次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
10	特定屋外タンク貯蔵所等の保安検査未実施（法第 14 条の 3 第 1 項、第 2 項）	特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に関する保安検査を受けていないもの	警告	法第 10 条第 4 項の基準に適合していないもので、火災等の災害危険があるもの	使用停止命令（法第 12 条の 2 第 1 項第 4 号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第 12 条の 2 第 1 項第 4 号）
11	製造所等の定期点検未実施等（法第 14 条の 3 の 2）	定期点検を未実施のもの	警告	警告事項不履行のもののうち、法第 10 条第 4 項の基準に違反し、火災等の災害危険があるもの	使用停止命令（法第 12 条の 2 第 1 項第 5 号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第 12 条の 2 第 1 項第 5 号）
		点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成し、又は点検記録を保存しなかったもの	警告				
12	危険物の運搬に関する基準違反（法第 16 条）	危険物の運搬基準に違反しているもの	警告				
13	移動タンク貯蔵所による危険物取扱者無乗車での移送（法第 16 条の 2 第 1 項）	移動タンク貯蔵所により、危険物取扱者を乗車させずに危険物の移送を行なっているもの	警告				
14	製造所等における事故発生時の応急措置未実施（法第 16 条の 3 第 1 項）	製造所等における流出事故等に際し関係者が災害発生防止のため危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去、その他の応急措置を講じていないもの	応急措置未実施命令（法第 16 条の 3 第 3 項、第 4 項）				

事 例 ／ 履 行 期 限 等

1 許可を取り消すことができる場合としては、原則として次の事由がある。

- (1) 法第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づき期限を定めて危険物施設の使用の停止を命じたにもかかわらず、当該危険物施設の所有者、管理者又は占有者が当該命令に違反したとき。
- (2) 同項の規定に基づき期間を定めて危険物施設の使用停止を命じ、危険物施設の所有者等が当該命令に従った場合であって、当該使用の停止を命じられた相当の期間内に正当な理由がなく当該使用の停止を命じられるに至った事実について改善がなされず、なお再び使用されることにより公共安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれが極めて高いと判断されるとき。
- (3) 客観的状況から判断して、当該危険物施設の位置、構造及び設備が法第 10 条第 4 項の技術上の基準に適合していないおそれが高く、かつ、法第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づく危険物施設の使用の停止の命令のみでは不十分と判断されるとき。

【履行期限】

保安検査、改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

1 許可を取り消すことができる場合としては、原則として次の事由がある。

- (1) 法第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づき期限を定めて危険物施設の使用の停止を命じたにもかかわらず、当該危険物施設の所有者、管理者又は占有者が当該命令に違反したとき。
- (2) 同項の規定に基づき期間を定めて危険物施設の使用停止を命じ、危険物施設の所有者等が当該命令に従った場合であって、当該使用の停止を命じられた相当の期間内に正当な理由がなく当該使用の停止を命じられるに至った事実について改善がなされず、なお再び使用されることにより公共安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれが極めて高いと判断されるとき。
- (3) 客観的状況から判断して、当該危険物施設の位置、構造及び設備が法第 10 条第 4 項の技術上の基準に適合していないおそれが高く、かつ、法第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づく危険物施設の使用の停止の命令のみでは不十分と判断されるとき。

1 二次措置として、法第 16 条の 5 第 1 項に基づく報告徴収を行うことが適当なケースも存する。また、違反内容が悪質な場合、告発により対処することも考慮する。

【履行期限】

原則として即時

1 違反内容が悪質な場合、告発により対処することも考慮する。

【履行期限】

改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

1 本項に該当する違反を覚知した場合は、告発を念頭に置いた調査を行う。

【履行期限】

原則として即時

1 本欄は、応急措置がまったく行われていない場合のほか、当該事故における最善の措置がとられていない場合も該当する。

【履行期限】

原則として即時